

## 新型積立定期預金規定 (満期自由型・満期指定型)

### 1. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金への預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定を受けた型区分により次のとおり取扱います。

#### (1) 満期自由型

- A 預入れ（後記Cに規定する継続を含みます。）のつど、各別の3年後の応答日を満期日とする期日指定定期預金（以下「3年指定定期」といいます。）とします。
- B 同一日に預入れられた預金はこれを取りまとめ1口の3年指定定期とします。
- C 3年指定定期は継続の停止または解約の申出のない限り満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって3年指定定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- D 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- E 3年指定定期の満期日は預入れ日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応答日が到来した場合を含みます。）は満期日の変更はなかったものとします。

#### (2) 満期指定型

- A 当初預入日からこの通帳記載の満期日の前日までの期間において次のとおり取扱います。なお、この預金は満期日の3か月前まで預入れることができます。
  - (a) 預入れ（後記(c)に規定する継続を含みます。）のつど次の格別の定期預金とします。
    - ① 預入日（または継続日）から満期日までの期間が3年3か月以上の場合  
……………「3年指定定期」
    - ② 預入日（または継続日）から満期日までの期間が3年を超え3年3か月未満の場合  
……………「1年定期預金」
    - ③ 預入日（または継続日）から満期日までの期間が1年以上3年以下の場合  
……………「満期日までの期日指定定期預金」
    - ④ 預入日（または継続日）から満期日までの期間が1年未満の場合  
……………「3か月定期預金、6か月定期預金、または満期日までの期日指定定期」
  - (b) 同一日に預けられた預金はこれを取りまとめ1口の定期預金とします。
  - (c) 3年指定定期、1年定期預金は満期日にその元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって前記(a)に規定する定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- B この預金に受入れた3年指定定期、1年定期預金の継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。
- C この預金に受入れた期日指定定期預金の満期日を変更するときは、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。

なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応答日が到来した場合を含みます。）は満期日の変更はなかったものとします。

D この預金は満期日以後に支払います。

### (3) 受取方法で年金型を選択した場合

預金の支払は、通帳記載の「受取開始日」以降、20年以内の期間にわたって3か月ごとに通帳記載の「受取指定口座」へ入金します。

A 満期日においては次のとおり取扱います。

(a) 各別の定期預金の元利金の合計額（以下「年金計算基本額」といいます。）をこの通帳記載の受取回数で除した金額（100円単位とし、100円未満の端数があるときは後記(b)により取扱います。）を元金として、預金金額が各々同一の次の12口の定期預金（以下これらを「再預入定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成し、この預金に預入れます。

- ① 3か月定期預金
- ② 6か月定期預金
- ③ 9か月目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ④ 1年目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ⑤ 1年3か月目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ⑥ 1年6か月目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ⑦ 1年9か月目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ⑧ 2年目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ⑨ 2年3か月目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ⑩ 2年6か月目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ⑪ 2年9か月目の応答日を満期日とする期日指定定期預金
- ⑫ 3年指定定期

（ただし、受取回数が12回より少ない場合は、上記①より受取回数分までの口数の定期預金とします。）

(b) 満期日に年金計算基本額から前記(a)により作成された再預入定期預金（満期支払口）の元金合計額を差し引いてなお残額があるときは、この残額を次により取扱います。

- ① 受取回数が12回までの場合……この残額は預入期間が最も長い再預入定期預金（満期支払口）の元金に追加します。
- ② 受取回数が12回を超える場合……この残額を元金として1口の「3年指定定期」（以下「再預入定期預金（継続口）」といいます。）を作成し、この預金に預入れます。

B 再預入定期預金（満期支払口）はそれぞれの満期日に元金合計額をこの通帳記載の「受取指定口座」へ入金する方法で支払います。

C 再預入定期預金（継続口）は、その満期日にその元利金を前記Aの(a)から(b)の順序に従い取扱います。この場合、前記Aの(a)から(b)に「年金計算基本額」とあるのは「再預入定期預金（継続口）」に「この通帳記載の受取回数」とあるのは「この通帳記載の受取回数のうち再預入定期預金（継続口）の満期日における残余の受取回数」と読替えるものとします。また残余の受取回数が12回に満たない場合は前記Aの(a)に定める順序に従い、再預入定期預金（満期支払口）を作成し、この預金に預入れます。ただし元金は100円単位とし、100円未満の端数があるときは、その100円未満の金額の合計額を預入期間が最も長い再預入定期預金（満期支払口）の元金に追加します。

D 前記Cにより作成された「再預入定期預金（継続口）」の満期日が到来したときも、前記Cにより取扱うものとし、以後も同様とします。

E この通帳の最終受取日以後、この預金口座の残高はありませんのでこの通帳は無効となります。

## 2.（利 息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）現在における店頭掲示の預金利率表（以下「預金利率表」といいます。）記載の定期預金利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。但し、期日指定定期預金は、預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法で計算し、満期日に元金とともに支払います。

A 預入日（または継続日）から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

……預金利率表記載の1年定期預金利率

B 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年以上の場合

……預金利率表記載の2年定期預金利率

(2) 継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は、元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払します。

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最終の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 6か月未満     | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%      |
| ③ 1年以上3年未満  | 約定利率×70%      |

(4) 利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

(5) この預金の付利単位は100円とします。

## 3.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、年金型については受取開始日以後の書替継続はできません。

(3) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。

この他、「積立定期預金・新型積立定期預金共通規定」をご参照ください。

以上  
令和2年4月1日 改定